静岡県市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第4号

静岡県市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則 静岡県市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則(平成22年静岡県教育委員 会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第11号までの規定中「(指定都市教育委員会)」、「(指定都市にあっては、当該指定都市の長)」、「(指定都市にあっては、当該指定都市)」及び「(指定都市にあっては、当該指定都市教育委員会)」を削る。

附則

- 1 この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する 法律(平成26年法律第51号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成29年4月1日)から施行す る。
- 2 この規則の施行の日前に退職した職員に係る退職手当については、なお従前の例による。